

岡山市マイナンバーカード交付前設定等業務委託 企画競争（公募型プロポーザル）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、岡山市マイナンバーカード交付前設定等業務委託（以下「本委託」という。）において、委託業者の選定を企画競争（公募型プロポーザル）により実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（選定委員会の設置）

第2条 本委託における企画競争での業者選定に係る審査等を行うため、岡山市マイナンバーカード交付前設定等業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次の事項について協議する。

- （1）総務局事務事業委託等審査委員会が定めた選定評価項目及び評価基準（以下「選定評価項目及び評価基準」という。）に基づく提案書の評価、最も適格な提案をした者（以下「最優秀提案者」という。）の特定並びに次順位の提案者（以下「優秀提案者」という。）の決定に関すること。
- （2）参加資格・失格要件の確認に関すること。
- （3）その他必要と認められる事項

（組織）

第3条 委員会に委員長を置き、委員長は総務局次長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

4 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

（委員会の会議）

第4条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は委員定数の半数以上の委員の出席によって成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会の会議は公開しない。

5 委員長は、委員会を招集するいとまのないときは、前4項の規定にかかわらず委員に回議する方法により議決することができる。

6 前項の規定により議決した事件については、委員長は次の委員会に報告しなければならない。

(委員の守秘義務)

第5条 委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(最優秀提案者の決定方法)

第6条 委員会は、提案者について参加資格・失格要件の確認を行い、参加資格のある者についてヒアリングを実施する。

- 2 選定評価項目及び評価基準に基づき提案書を審査し、総合評価点が高い順に順位を付し、第一順位の提案書を提出した者を最優秀提案者とし、次点を優秀提案者とする。
- 3 総合評価点の最も高い者が2者以上あるとき（同点のとき）は、審査項目「実施内容」の合計評価点が最も高い者を最優秀提案者とする。審査項目「実施内容」の合計評価点についても同様に最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。
- 4 審査の結果、総合評価点が全体の6割に満たなかった場合、適切な提案者なしとし、再募集を行うものとする。

(結果の公表)

第7条 この企画競争の結果は、選定された者の決定後、最優秀提案者及び総合評価点、各提案者の総合評価点について、岡山市ホームページにおいて閲覧に供する。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、総務局総務部行政事務管理課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年7月1日から施行し、業者選定後、委託契約を締結した日の翌日をもってその効力を失う。

別 表（第3条関係）

岡山市マイナンバーカード交付前設定等業務委託事業者選定委員会委員名簿

委員長	総務局次長
委員	総務局総務部総務法制企画課長
委員	総務局総務部行政事務管理課長
委員	市民協働局市民生活部区政推進課長
委員	北区役所市民保険年金課長